

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法   |
| 根 拠 条 項：第9条の3第2項  |
| 処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除  |
| 原権者（委任先）：山口県公安委員会   |
| <p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項、第2項（猟銃等射撃指導員）</li> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）</li> </ul>   |
| <p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。</p> <p>なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p> |
| 問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）   |
| 備 考：  |